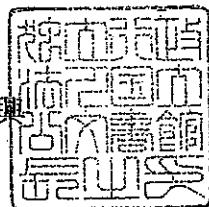


国公文 第61号
平成19年2月26日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

独立行政法人 国立公文書館長
菊池光興



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

国立公文書館法（平成11年法律第79号）第15条第3項に基づき、平成18年12月18日付け府管第135号をもって意見照会があった標記のうち、平成18年12月22日付け国公文第434号をもって別途意見を申し述べることとした件について、下記のとおり当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 申出のなかった行政文書について

次の府省庁等が保有する別添の行政文書については、当館に移管を受けることが適当であると考える。

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、

当館に移管を受けることが適当であると認められる行政文書

(平成 19 年 2 月 23 日現在)

府 省 庁 等 名	行政文書ファイル数
内閣官房	3
内閣府	38
公正取引委員会	14
警察庁	35
金融庁	4
法務省	61
厚生労働省	11
農林水産省	17
経済産業省	231
国土交通省	48
環境省	104
防衛省	6
合計	572